

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1395号)

平成29年4月27日

横情審答申第1395号

平成29年 4 月 27 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年 8 月 18 日総職健第397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成27年度 健康診断報告書（特定職員分）」の非開示決定に対する審
査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成27年度 健康診断報告書（特定職員分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成27年度 健康診断報告書（特定職員分）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年7月4日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、検査項目が記された報告書様式に、特定の職員個人の健康診断結果が記載されており、当該職員の健康状態がわかるものである。したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。
- (2) 様式については、横浜市が指定した定期健康診断機関（以下「指定健診機関」という。）で実施する定期健康診断を受診した場合と、指定健診機関以外の健康診断機関（以下「他の健診機関」という。）で受診した場合で異なることから、様式を開示すると受診機関の選択という個人に関する情報を公にすることとなることから、様式だけを開示することもできない。

以上の理由により、本件審査請求文書全体が本号本文に該当するため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書を開示するよう求める。
- (2) 特定職員が挙行する悪質行為には精神に疾患があるものと審査請求人は考えたた

め、開示請求した。特定職員による多年にわたる悪質な行為は異常で、罷免に値する行為である。

- (3) 実施機関の弁明書に記載されている非開示理由について、理解はできる。しかし、審査請求人は、条例及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の許容範囲を斟酌した開示を実施することが妥当であると考えている。

5 審査会の判断

(1) 健康診断に係る事務について

ア 横浜市では、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条及び横浜市職員衛生管理規則（昭和40年10月横浜市規則第84号）第8条に基づき、職員の健康状態を把握し、疾病を早期に発見するために、全職員を対象とする定期健康診断を毎年一回実施している。

定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第1項に基づき、「既往歴及び業務歴の調査」、「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」、「身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査」、「胸部エックス線検査及び喀痰検査」、「血圧の測定」、「貧血検査」、「肝機能検査」、「血中脂質検査」、「血糖検査」、「尿検査」及び「心電図検査」を行っている。

また、横浜市職員衛生管理規則第12条第2項では、やむを得ない理由により、指定健診機関で定期健康診断を受診できず、他の健診機関で健康診断の受診を希望する場合は、指定健診機関で実施する定期健康診断と同一項目を受診することにより、これに代えることができると定めている。

イ 職員が指定健診機関で定期健康診断を受診すると、結果として健診機関から「横浜市職員定期健康診断報告書」の通知を受ける。職員が他の健診機関で健康診断を受診した場合は、当該職員は他の健診機関が記載した「健康診断他健診機関検査結果報告書」（以下「横浜市職員定期健康診断報告書」及び「健康診断他健診機関検査結果報告書」を総称して「健康診断報告書」という。）を総務局人事部職員健康課に提出することとしている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定職員が平成27年度に受診した健康診断の結果である健康診断報告書である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 健康診断報告書は、職員の健康診断における検査結果が具体的に記載されているものである。健康診断の具体的な検査結果は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

また、職員が健康診断を受診する行為は、職務の遂行には当たらないから、健康診断の情報は職務の遂行に係る情報ではない。よって、本号ただし書ウに該当せず、また、本号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

ウ 次に、特定職員に係る健康診断報告書の様式部分も含めて全体を非開示としたことについて、当審査会で健康診断報告書の様式を確認した。健康診断報告書の様式は、指定健診機関で実施する定期健康診断を受診した場合と、他の健診機関で健康診断を受診した場合とでは、異なる様式を用いていた。そうすると、仮に特定職員の健康診断報告書の様式部分のみを開示したとしても、受診機関の選択という個人に関する情報を開示することとなるため、報告書の様式部分そのものが本号本文に該当する情報であるといえる。

したがって、本件審査請求文書全体を非開示とした実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月18日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年9月23日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年9月23日 （第300回第二部会） 平成28年9月27日 （第295回第一部会） 平成28年10月6日 （第201回第三部会）	・諮問の報告
平成29年1月30日 （第307回第二部会）	・審議
平成29年2月9日 （第308回第二部会）	・審議
平成29年2月24日 （第309回第二部会）	・審議
平成29年3月10日 （第310回第二部会）	・審議